

外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護事業 養護老人ホームともえ運営規程

第1章 事業の目的及び運営の方針

第1条（事業の目的）

社会福祉法人恵泉会が開設する養護老人ホームともえ（以下「事業所」という。）が行う外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、要支援状態にある利用者（以下「利用者」という。）に対し、適正な外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供することを目的とする。

第2条（運営の方針）

事業者は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たって、介護予防特定施設サービス計画に基づき、事業所が委託する介護予防サービス事業者（以下「受託介護予防サービス事業者」という。）による受託介護予防サービスを適切かつ円滑に提供することにより、事業所において、自立した日常生活を営むことができるよう利用者の心身機能の維持回復を図り、生活機能の維持又は向上を目指す。

第2章 外部サービス利用型介護予防特定施設従業者の職種、 員数及び職務の内容

第3条（従業者の職種、員数及び職務内容）

従業者の職種及び員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤）
事業所の従業者及び業務の管理を一元的行う。
- (2) 生活相談員 1名以上（常勤）
利用者及びその家族への生活相談に対応するとともに、必要な助言その他の援助を行う。
- (3) 介護職員 4名以上（常勤）
利用者の自立の支援及び日常生活の充実のための全般にわたる介護を行う。

- (4) 計画作成担当者 1名以上(常勤)
介護予防特定施設サービス計画の作成を行う。
- (5) 苦情処理担当者 1名(常勤)
利用者等からの相談又は苦情等に対応し、苦情処理を行う。

第3章 入居定員及び居室数

第4条(事業所の名称及び所在地)

事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 養護老人ホームともえ
- (2) 所在地 山形県鶴岡市北茅原町17番1号

第5条(入居定員及び居室数)

事業所の入居定員及び居室数は、次のとおりとする。

- (1) 入居定員 70名
- (2) 居室数 70室

第4章 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護 の内容及び利用料その他の費用の額

第6条(内容及び手続きの説明及び契約の締結等)

事業所は、サービス提供の開始に際してあらかじめ、利用者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、事業者と受託介護予防サービス事業者の業務の分担の内容、受託介護予防サービス事業者及び事業所の名称並びに受託介護予防サービスの種類、利用料の額及び改定の方法その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付して説明を行い、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を締結するものとする。

- 2 事業所は、前項のサービス提供開始にあたり、介護保険被保険者証により被保険者資格、認定状況、有効期間を確認する。

第7条(介護予防サービスの提供)

事業所は、介護予防特定施設サービス計画に基づき、受託介護予防サービス事業者とより、適切かつ円滑に介護予防サービスを提供する。

- 2 事業所は、受託介護予防サービス事業者から介護予防サービスを提供した場合は、提供した日時、時間、具体的サービス内容等を文書により報告させる。

第8条（外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の具体的取扱方針）

事業所は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供にあたっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を把握し、利用者が自立した生活を営むことができるよう支援する上で解決する課題を把握する。

- 2 計画作成担当者は、前項の解決すべき課題を踏まえ、他の従業者と協議して、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の目標及び達成時期、目標達成のための具体的サービスの内容、サービス提供上の留意点、サービス提供の期間等を記載した介護予防特定施設サービス計画の原案を作成し、利用者並びにその家族へ説明し、文書により同意を得る。
- 3 事業者は、介護予防特定施設サービス計画を作成したときは、利用者へ交付する。
- 4 事業所は、介護予防特定施設サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行う。
- 5 事業所の計画作成担当者は、他の特定施設従業者との連携を継続的に行うことにより、介護予防特定施設サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該計画に記載したサービス提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも一回は、当該計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行うとともに、利用者について解決する課題を把握する。
- 6 事業所の計画作成担当者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防特定施設サービス計画の変更を行う。
- 7 事業者は、サービス提供にあたって、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急止むを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。なお、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急止むを得ない理由を記録する。

第9条（相談及び援助）

事業所は、常に利用者の心身の状況やその置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

第10条（利用料）

事業所が外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料の内、各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- 2 法定代理受領に該当しないサービスを提供した場合に、利用者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。
- 3 前2項のほか、次に掲げる費用を徴収する。
 - (1) 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜を要する費用
 - (2) おむつ代
 - (3) 日常生活費のうち、利用者が負担することが適当と認められる費用
- 4 前項までの利用料に係るサービスの提供に当たって、利用者又はその家族に対して、サービス内容及び費用について説明し、利用者又はその家族の同意を得るものとする。

第11条（利用料の変更等）

事業所は、介護保険法など関係法令の改正等及び経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができる。

- 2 事業所は、前項の規定により利用料を変更する場合は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書により説明、同意を得るものとする。

第5章 受託居宅サービス事業者及び受託居宅サービス事業所の 名称及び所在地

第12条（受託介護予防サービス事業者並びに当該事業者の名称、所在地）

事業所が委託する指定介護予防サービス事業所は、次のとおりとする。

- (1) ホームヘルパーセンターともえ 山形県鶴岡市北茅原町17番1号
- (2) 訪問看護ステーションハローナース 山形県鶴岡市馬場町1番47号
- (3) 永寿荘デイサービスセンター 山形県鶴岡市茅原町28番10号

- 2 前項各号に掲げる事業所が委託する指定介護予防サービス以外のサービスは、利用者の状況に応じて委託するものとする。

- 3 前項の指定介護予防サービス以外のサービスは、指定介護予防訪問入浴介護、指定介護予防訪問リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテーション、指定介護予防福祉用具貸与、指定介護予防認知症対応型通所介護とする。

第6章 利用者が他の居室に移る場合の条件及び手続

第13条（居室の移動）

利用者は、原則として、別に定める利用契約書により締結した居室を使用するものとする。ただし、適切に介護サービスを受けることが困難な場合であって、次に各号に定める場合には、事業所に利用していない居室がある場合に限り、利用者の希望により居室を移動することができる。

- (1) 日照、採光などの環境が、より適切なサービス提供をする合理的理由があるとき
 - (2) 現に利用している居室の設備等が、より適切なサービス提供をするうえで著しい支障があるとき
 - (3) より適切なサービス提供をするうえで、他の利用者との関係が日常生活を送るうえで著しい支障があるとき
 - (4) その他既に利用している居室がより適切なサービス提供をするため、利用者の日常生活上に著しい支障があるとき
- 2 事業所は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に著しい支障があると認めるときは、事業所の管理者は、利用者の同意を得て、居室を移動させることができる。

第14条（居室移動の手続き）

前条第1項に規定する居室の移動を希望する利用者は、その理由を付した書面により管理者へ提出しなければならない。

- 2 事業所の管理者は、前項の書面を受理したときは、その理由その他外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の適切な運営を総合的に勘案し、その適否を利用者に書面をもって通知する。
- 3 前条第2項に規定により、事業所が利用者の居室を移動させる場合は、その理由を付した書面を交付し、利用者の同意を得なければなりません。

第15条（居室移動に係る費用負担）

前条第2項の規定より居室移動をした利用者は、移動する前に使用してい

た居室を入居前の現状に復しなければならない。

2 前項に規定する現状に復する費用は利用者の負担とする。

第7章 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護 の利用に当たっての留意事項

第16条（居室）

事業所の利用者の居室は、1人部屋とする。

第17条（食堂）

事業所は、利用者の全員が利用できる十分な広さを備えた食堂を設け、利用者の全員が利用できるテーブル・いす・箸や食器類などの備品類を備える。

第18条（浴室）

事業所は、浴室には利用者が使用しやすいよう、一般浴槽を設ける。

第19条（便所）

事業所は、必要に応じて各所に便所を設ける。

第20条（喫煙）

利用者は、喫煙に関し、事業所内は居室内を含み禁煙に協力しなければならない。

第21条（飲酒）

利用者は、飲酒に関し、事業所内の所定の場所及び時間に限り、それ以外の場所及び時間は居室内を含み禁酒に協力しなければならない。

第22条（衛生保持）

利用者は、事業所の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために事業所に協力しなければならない。

第23条（禁止行為）

利用者は、事業所で次の行為をしてはならない。

- (1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- (2) けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
- (3) 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。

- (4) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (5) 故意に事業所もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

第24条（利用者に関する市町村への通知）

利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。

- (1) 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき。

第25条（利用者の家族との連携）

事業所は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流の機会を確保する。

第8章 緊急時等における対応方法

第26条（緊急時の対応）

事業所は、利用者の心身状況に急変が生じた場合その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに協力医療機関に連絡するとともに、できるだけ速やかにその家族に連絡するなど必要な措置を講ずる。

第27条（事故発生時の対応）

事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに利用者の家族等、県及び市町村に連絡するとともに、顛末記録、再発防止対策に努めその対応について協議する。

- 2 事業所は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにすることとする。ただし、事業所及び従業者の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではない。
- 3 事故発生の防止のための委員会を設置し、指針に基づき、安全管理の徹底を行い、定期的（年2回以上）に職員研修を実施する。

第9章 非常災害対策

第28条（非常災害対策）

事業所は、非常災害その他緊急の事態に備え、防災及び避難に関する計画を作成し従業者に周知するとともに、当該計画に従って、年2回以上の避難誘導訓練その他必要な訓練等を行う。

第10章その他運営に関する重要事項

第29条（入退所の記録の記載）

入所に際して、入所年月日、施設の種類・名称を被保険者証に記載する。
また、退所に際しては、退所年月日を被保険者証に記載する。

第30条（勤務体制等）

利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業者の体制を定める。
2 従業者の資質向上のための研修の機会を設ける。

第31条（虐待防止に向けた体制等）

管理者は、虐待発生の防止に向け、本条各号に定める事項を実施するものとする。また、管理者は、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者とする。

（1）事業所は、虐待防止検討委員会を設ける。その責任者は管理者とする。

虐待防止検討委員会は、従業者への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談・報告体制、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討等を行う。なお、場合により他の委員会と一体的に実施する。

（2）従業者は、年2回以上、虐待発生の防止に向けた研修を受講する。

（3）虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力を求める。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、従業者に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。

第32条（協力病院等）

入院治療を必要とする利用者のために協力病院を定める。

第33条（掲示）

特定施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。

第34条（秘密の保持）

事業所の従業者は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らさない。

- 2 退職者等が、正当な理由なく、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らさぬよう、必要な措置を講ずる。

第35条（苦情処理）

サービスに関する利用者およびその家族からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置している。

- 2 前項の苦情を受け付けた場合には、その苦情の内容等を記録する。
- 3 提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示を求め、または市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。また、市町村からの指導または助言を受けた場合は、それに従い、必要な改善を行うとともに、市町村から求めがあった場合にはその改善の内容を報告する。
- 4 サービスに関する利用者からの苦情に関して、山形県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、山形県国民健康保険団体連合会からの指導または助言を受けた場合は、それに従い、必要な改善を行うとともに、山形県国民健康保険団体連合会から求めがあった場合にはその改善の内容を報告する。

第36条（地域との連携）

運営に当たって、地域住民または住民の活動との連携、協力を行うなど、地域との交流に努める。

第37条（記録と整理）

事業所は、従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 利用者に対するサービス提供に関する次の各号に掲げる諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

（1）介護予防特定施設サービス計画

- (2) 受託介護予防サービス事業者等から報告に係る内容の記録
 - (3) 受託介護予防サービス事業者の業務の実施状況に関する記録
 - (4) 市町村への通知に関する事項の記録
 - (5) 苦情の内容等の記録
 - (6) 事故の状況及び事故に際して採った処置の記録
 - (7) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (8) 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急止むを得ない理由の記録
- *一部業務委託をしている場合はその記録

第38条（その他）

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は管理者が理事長の承認を得て別に定めることができる。

附 則

平成30年11月19日制定、平成30年12月25日から施行する。

本規程の制定により、平成18年10月1日施行の外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護事業養護老人ホーム鶴岡市立友江荘運営規程は平成30年12月25日付けで廃止する。

附 則

平成31年3月20日一部変更、平成30年12月25日に遡及して施行する。

附 則

令和2年4月1日一部改正、即日施行する。

附 則

令和3年4月1日一部改正、即日施行する。

附 則

令和3年8月28日一部改正、即日施行する。

附 則

令和4年3月16日一部改正、令和4年4月1日から施行する。